

## 提 案 理 由

報告第4号  
専決第4号

委任専決処分をしたものについて  
和解に代わる決定について

理 由

第91回養父市議会定例会において、訴えの提起をしたことを報告していた、養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において、和解に代わる決定がなされたため、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。